

## 北朝鮮のミサイル発射に対する抗議と国に毅然とした対応を求める意見書

2月7日、北朝鮮は、今年1月6日の核実験に続いてミサイル発射を強行した。

我が国を初めとする国際社会が、北朝鮮に対し強く自制を求めてきたにもかかわらず、発射という暴挙に出たことは、我が国及び周辺地域のみならず、国際社会全体の平和と安定を損なう行為であり、断じて容認できない。

国連安全保障理事会では、これまで幾度も北朝鮮のミサイル発射及び核実験の実施に対する決議を行っており、前回、平成24年12月にミサイルを発射した際には、全会一致で非難決議が採択されている。このような中、今回も発射を強行したことは、国際社会に対する重大な挑発行為であることは明白である。

このような北朝鮮の行為に対しては、国際社会が結束して対決姿勢を明確にするとともに、我が国においても厳しく対処する必要がある。

国におかれては、北朝鮮に対して毅然とした対応をされるよう、下記の事項について強く要望する。

### 記

- 1 北朝鮮に断固たる抗議の意思を表明することはもちろん、2月8日の安全保障理事会による緊急の非難声明を踏まえ、米国、韓国などの関係国と連携し、同理事会における新たな制裁決議の早期採択に積極的に取り組むこと。
  - 2 我が国独自の対北朝鮮措置について、拉致被害者問題も考慮し、より効果的な措置を速やかに実行すること。
  - 3 ミサイル発射の情報収集及び把握、国民に対する迅速で的確な情報提供、訓練体制等の一層の充実を初めとする国民保護措置の強化とともに、弾道ミサイル防衛体制のさらなる整備等により、国民の安全・安心に万全を期すこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年2月10日

熊本県議会議長 松田三郎

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	岸田文雄様
防衛大臣	中谷元様
内閣官房長官	菅義偉様